

| 監察官 | 令和8年度業務監査実施計画（案）について | 令和8年5月29日 |
|--|----------------------|-----------|
| <p>1. 趣旨</p> <p>「カジノ管理委員会監察業務規程」（令和2年1月23日カジノ管理委員会訓令第20号）第5条第2項及び第6条の規定に基づき、カジノ管理委員会の承認を得て、「令和8年度業務監査実施計画」（別添）を作成するもの。</p> <p>2. 主な内容</p> <p>(1) 監査項目及び監査対象期間</p> <p>ア カジノ管理委員会事務局職員のIR事業者等への対応方針（いわゆる「接触ルール」）に則ったIR事業者等との面談等の実施状況 令和7年7月～令和8年6月</p> <p>イ カジノ管理委員会事務局の職場環境の向上のための取組状況 令和7年10月～令和8年9月</p> <p>(2) 監査対象部課等及び実施方法</p> <p>ア 対象部課等：カジノ管理委員会事務局総務企画部及び監督調査部の全課室</p> <p>イ 実施方法：職員へのアンケート調査、ヒアリング、関係資料等の確認等</p> <p>(3) 監査実施時期</p> <p>令和8年7月～令和9年2月</p> <p>3. 今後の予定等</p> <p>今後、具体的な手順、監査日程等について調整等の上、順次監査を実施。監査結果について、本年度中に取りまとめ及びカジノ管理委員会への報告を予定。</p> | | |

令和 8 年度 業務監査実施計画（案）

令和 8 年 5 月 2 9 日
カジノ管理委員会事務局監察官

「カジノ管理委員会監察業務規程」（令和 2 年 1 月 2 3 日カジノ管理委員会訓令第 2 0 号）第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定に基づき、令和 8 年度業務監査実施計画を以下のとおり定める。

1 監査項目及び監査対象期間

- (1) カジノ管理委員会事務局職員の I R 事業者等への対応方針（いわゆる「接触ルール」）に則った I R 事業者等との面談等の実施状況
令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月
- (2) カジノ管理委員会事務局の職場環境の向上のための取組状況
令和 7 年 1 0 月～令和 8 年 9 月

2 監査対象部課等及び実施方法

- (1) 監査対象部課等
カジノ管理委員会事務局総務企画部及び監督調査部の全課室
- (2) 実施方法
職員へのアンケート調査、ヒアリング、関係資料等の確認等

3 監査実施時期

令和 8 年 7 月～令和 9 年 2 月